

**出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五
の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件について**

令和 8 年 8 月
出入国在留管理庁

1 改正の趣旨

本改正の内容は、令和元年6月14日に「観光立国推進閣僚会議」において決定された「観光ビジョン実現プログラム2019」を踏まえてスキーインストラクターのための在留資格「特定活動」（第50号）が令和2年9月に導入されているところ、対象となる外国人の要件である、公益社団法人日本プロスキー教師協会（S I A）が認定するスキーインストラクターの資格の名称に変更があったことから、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第50号に係る別表第12を改正するものである。

2 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

本改正は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（S I A）が認定するスキーインストラクターの資格の名称が変更されたことに伴い、単に名称の変更のみを行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号の「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるもの」に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものである。